

平成 29 年 8 月 4 日
子ども・若者部保育認定・調整課

保育の利用・調整基準の見直しについて（経過報告）

1 主旨

標記の件について、平成 29 年 5 月 30 日の子ども・子育て会議以降の経過を報告する。

2 見直し

(1) 見直し項目

配偶者及び同居祖父母の疾病等により看護等が必要な場合の優先利用【新設】
保育士等の子どもを対象とする保育所等の優先利用【新設】

(2) 内容

別紙「平成 29 年 7 月 6 日福祉保健常任委員会資料」のとおり

3 検討

(1) 検討項目

保護者のいずれかが満 18 歳未満である場合の対応

(2) 区における当初検討案

背景

保護者が未成年の場合、不安定な経済基盤で、親族のサポートが得難く、精神的な未熟さによって、養育等に困難が生じるケースが多い。こうした困難を抱えるケースに対して、保護者が保育所の利用を希望する場合は、入所に対する優先度を高め、児童福祉の観点から支援を行うことが求められている。

現状

養育等が困難な家庭に対して、各総合支所の生活支援課子ども家庭支援センターと連携を図りながら、個別の家庭状況に応じて、現行の利用基準「その他区長が認める場合」を適用し、優先利用の取扱いを行っている。

対応

子の誕生日において、保護者のいずれかが満 18 歳未満である場合は、保育園の優先利用の対象とする。

【参考】平成 30 年度用 保育のごあんない（修正案）

番号	類型	新	旧
7	その他	前各号に掲げるもののほか、区長が明らかに保育が必要と認める場合（子の誕生日に保護者のいずれかが満 18 歳未満の者である場合）	前各号に掲げるもののほか、区長が明らかに保育が必要と認める場合

(3) 庁内における意見等

対象

「子の誕生日において、保護者のいずれかが満18歳未満である場合」を保育園の優先利用の対象とすることについては、了とする。

ただし、本来であれば、児童虐待に対する全庁的な議論を踏まえ、対応策の一つである保育園の優先利用の施策を打ち出す必要がある。

今回先行して実施する場合は、庁内での児童虐待に対する議論を進めたうえで打ち出すこと。

明文化

- ・待機児が861名いる状況等も踏まえ、「区長が明らかに保育が必要と認める場合」であったとしても、要件は区の内規に留めるのではなく、区民に周知すること。
- ・明記する場合は、満18歳未満に限定することなく、虐待等も含めること。
- ・虐待を明記することで、現在入園できている保護者との関係に影響があることも考慮する必要はあるが、その理由をもって明記しないこととはならない。

対応

規則等への明文化及び具体的対応に向け、関係部署と調整したうえで、進めること。

(4) 今後の対応

日程	内容
平成29年7月～	<p>【検討内容】</p> <p>満18歳未満及び虐待に関する規則整備及び対応等</p> <p>【課題及び対応】</p> <p>満18歳未満</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実態把握、事例検討 ・入園窓口で相談を受けた場合の対応 ・実際の入園に向けた対応（受入基準等の検討） ・規則整備（文言、時期） ・入園への誘導策 ・保育のごあんない明記（文言、時期）等 <p>虐待</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実態把握、事例検討（過去の事例等） ・入園窓口で相談を受けた場合の対応 ・実際の入園に向けた対応（養育等が困難な家庭に対する優先利用に対する受入基準等の再検討） ・規則整備（文言、時期） ・保育のごあんない明記（文言、時期）等
平成29年7月21日	・区立保育園のあり方検討開始
平成29年8月4日	・子ども・子育て会議（保育の利用・調整基準の経過報告）
平成29年9月1日	・規則整備（看護等、保育士）
年内	・規則整備（満18歳未満等）適用開始

日程	内容
平成 30 年 9 月	・平成 31 年度用（平成 30 年 10 月～平成 31 年 9 月入園申込み） 保育のごあんないに明文化（子の誕生日に保護者のいずれかが満 18 歳未満である者及び虐待の周知）

【規則整備案】（平成 29 年 10 月または 12 月適用開始）

7	その他	就学等	就学・技能習得等のため、保育にあたることができない場合	50
		不存在等	死亡、離婚、行方不明、拘禁、離婚を前提とした別居等	
		前各号に掲げるもののほか、区長が明らかに保育が必要と認める場合		
			子の誕生日に保護者のいずれかが満 18 歳未満の者 児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められる場合（ 文言は要調整） その他明らかに保育が必要と認められる場合	

の基準指数については、1 の項を準用する。

の基準指数については、保護者（父母）の状況に応じ、1 の項から 6 の項までを準用する。

4 今後のスケジュール

年月	内容
平成 29 年 9 月～	平成 30 年度用（平成 29 年 10 月～平成 30 年 9 月入園申込み）保育のごあんない配布（看護等及び保育士の優先利用周知）
平成 29 年 10 月～	適用開始
	「配偶者及び同居祖父母の疾病等により看護等が必要な場合の優先利用」適用開始
	運用開始（規則整備に係らず運用開始） 今年中には規則改正予定 子の誕生日に保護者のいずれかが満 18 歳未満の者の優先利用運用開始
平成 30 年 4 月～	・「保育士等の子どもを対象とする保育所等の優先利用」適用開始（毎年 4 月入園のみ適用）